

WEB・SNSを活用した移住等情報発信業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

本審査基準は、WEB・SNSを活用した移住等情報発信業務委託の委託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

2 審査方法

企画提案書、経費見積書、賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組を評価する資料、企画提案者によるプレゼンテーションに基づき審査する。

3 審査員

審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 移住・定住促進課長
- (2) 移住・定住促進課長が指名する者2名

4 審査評価方法

- ・ 評価項目及び評価観点については資料4「企画提案競技評価票」のとおりとし、全評価項目の合計100点満点とする。
- ・ 評価項目それぞれについて（ア）により5段階評価を行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。
- ・ 評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については（ア）の評価基準によらず、条件を満たした項目について評価基準（イ）、（ウ）のとおり評価点を与えるものとする。
- ・ （イ）、（ウ）について、複数の小区分に該当する場合は、最も配点が高い区分により配点を行うものとし、また、一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（各評価項目5点、合計10点）により配点を行うものとする。
- ・ 共同企業体（JV）が提案を行う場合は、参加企業の（イ）、（ウ）における配点の合計点を当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第1位を四捨五入）により配点を行う。

（ア）5段階評価

評価点	評 価 基 準
5	記載・説明された内容が特に良い。
4	記載・説明された内容が良い。
3	記載・説明された内容が普通である。
2	記載・説明された内容がやや劣る。
1	記載・説明された内容が劣る。

(イ) 賃金水準の向上に関する取組の評価基準および配点

大区分	小区分	評価点
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率 ※1	1.50%以上	3
	2.00%以上	4
	3.00%以上	5

※1 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」により次のとおり確認する。

- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。
- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表に準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。
- ・「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「④俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。
- ・秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式又は参考様式）」に準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

(ウ) 女性の活躍推進に関する取組に評価基準および配点

一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法※2		
えるぼしチャレンジ企業認定※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法※2	ユースエール	0.5	
秋田県知事表彰の受賞	女性の活躍推進企業表彰		各 0.5	最大 1
	子ども・子育て支援知事表彰			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）

5 委託候補者の選定

- ・ 見積書に記載された見積額（消費税及び地方消費税を含む。）が実施要領に示す委託上限額を上回る場合は、選定しないものとする。
- ・ 審査員ごとに、各評価項目について評価を行い、評価票を作成する。
- ・ 各審査員の評価票の点数を集計し、評価点の総合点が高い順に順位を付ける。
- ・ 各審査員の評価における順位や意見を基に、総合的な順位を決める。ただし、合計点が満点の 6 割に満たない場合には、委託候補者を選定しないことがある。